

大使館便り

第230号 令和4年5月10日
在ポルトガル日本国大使館

1. 牛尾大使からの御挨拶

4月21日、ポルトガル政府は閣議を経て、新型コロナウイルス感染症対策規制を一部緩和し、御高承のとおり、公共機関内や医療・高齢者施設訪問を除いてマスク着用義務が撤廃されました。様々な活動が平常化に向かいつつあることは喜ばしいですが、一方で、当国政府は「警戒状態」宣言を延長しました。あまり身近に感じなくなったとはいえ、統計上当国はEU内で第1位となる高い新規感染者数を擁しているそうです（人口百万人当たり7日間平均数値で1日1,150件、EU平均は同447件）。ワクチン接種が相当に普及した現在、よもやこれを無効にするような新たな変異株など出現することなく、このまま新型コロナウイルス感染症が終息していくことを願うところです。

ロシアの軍事侵攻によるウクライナ情勢は、従前の予測よりも事態が長期化するという専門家もおり、注目された5月9日の対独戦勝記念式典におけるプーチン大統領スピーチも11分間と短くどちらかという与国内世論向けの演説内容であったところ、現時点では方向性や展開が予断ならない案配です。当国政府も物価安定施策を実施中とはいえ、戦争の影響で燃料や食料など生活に身近な値段もじわじわ上がっています（上がり具合を抑制することには成功していると思います）。先日、17か国・地域の商工会議所が主催するディナーに臨席したレベロ・デ・ソウザ大統領が、先行き不透明な今であるからこそ、徒に悲観するのではなく、目の前のやるべきことをしっかりやるのが賢明ではないか、とビジネスパーソンに呼びかけておりましたが、本使も同感です。我々もそれぞれがいる場所でそれぞれができることにベストを尽くして参りましょう。

2. 政治・経済関係

(1) 国内物価上昇に伴う政府臨時対策パッケージの発表

4月11日、政府はウクライナ情勢の経済・社会的影響の軽減を目的に、即応的な臨時対策パッケージの実施を決定しました。同パッケージは、①エネルギー価格上昇の抑制、②生産支援、③家計支援、④エネルギー転換の加速、の4項目を軸とした18の支援措置から構成されます。同パッケージは即応性重視の下、インフレ圧力の回避と企業及び家計の保護に焦点を当てており、前政権時に承認された企業及び家計に対する既存の臨時措置が包含されています。

ヴィエイラ・ダ・シルヴァ閣議大臣は会見で、「欧州での戦争は、人道及び経済的な面から、社会的結束の破壊という壊滅的な結果をもたらしている。その世界規模での影響は欧州復興の減退、エネルギー価格及び農産物価格の上昇、コロナ禍で既に始まっていたサプライ

チェーンの崩壊が発生する可能性がとても高い。政府によって承認された各種措置は家計及び企業の保護、社会結合及び経済成長の保証を目的としている。」と同パッケージの意図を説明しました。

(2) ブルガリア大統領がポルトガルを公式訪問

4月12日から13日にかけて、レベロ・デ・ソウザ大統領は、ブルガリアのラデフ大統領の公式訪問を受けました。ポルトで行われた歓迎式典及びモレイラ・ポルト市長主催の昼食会の後、両大統領は会談を実施し、二国間関係及び両国国内情勢、ウクライナ情勢について意見を交わしました。ラデフ大統領は歓迎式典後「今、ブルガリアとポルトガルの友情関係及び連帯が深い象徴主義を有している事実を示すことが重要である。もし、欧州の東西両端に位置する国同士が協力し、友人となり、欧州の将来について共に考えることができれば、それは家族であるEU全加盟国もできるということの意味している。」と二国間協力への前向きな姿勢を強調した。また、レベロ・デ・ソウザ大統領は、会談後の記者会見で「EU、NATO、国連において兄弟である両国が両者の位置の確認を求めることは重要である。ポルトガルは地理的距離によって隔てられる国ではなく、ブルガリアは欧州及び世界の防衛にとって不可欠な存在である。」とブルガリアの重要性を訴えました。ラデフ大統領は、同日レベロ・デ・ソウザ大統領主催の晩餐会に出席し、13日にはリスボンの防衛大学研究所を視察しました。

(3) ゴメス・クラヴィーニョ外務大臣、アンゴラへ初外遊

4月12日から13日にかけて、ゴメス・クラヴィーニョ外務大臣は、外務大臣就任後初の外遊としてアンゴラを訪問しました。アンゴラでは、ロウレンソ大統領及びテテ・アントニオ外務大臣と会談を行い、二国間関係及び二国間協力、アンゴラでのポルトガル企業の投資強化について議論しました。会談後、ゴメス・クラヴィーニョ大臣は「ポルトガルとの経済関係を進展させる上で良いビジネス環境である。両国関係の継続的な発展のための意欲と力強い取り組みを強調する。全ての計画は素晴らしく、野心的なレベルを高めることができる。建設業、観光業、エネルギー業、農業において、アンゴラは巨大な潜在性を有している。」と経済面での両国関係発展を期待しました。

(4) ゼレンスキー・ウクライナ大統領、ポルトガル共和国議会で演説

21日、ポルトガル共和国議会において、ゼレンスキー・ウクライナ大統領によるオンライン演説が行われました。議場には、サントス・シルヴァ共和国議会議長に加え、レベロ・デ・ソウザ大統領及びコスタ首相が臨席しました。ゼレンスキー大統領による演説案に反対票を投じた共産党（PCP）議員は当日、議会を欠席しました。

ゼレンスキー大統領は「我々が求めていることは単純なことである。ロシア軍を街から追い出すために、自分たちを力強く守るための武器が必要なのだ。EUによるロシア産石油の

禁輸を守り、他国と協力してロシアの銀行システムを遮断することを望む。制裁の加速と強化、軍事的支援への更なる協力を貴国に訴える。」とポルトガルへの継続的な支援を求めました。

5月4日には、コスタ首相とシュリハミ・ウクライナ首相がオンラインで会談を実施し、ウクライナへの財政支援協定を始めとする各種支援について議論を交わしました。会談後の会見でコスタ首相は、「シュミハリ首相は、私をキーウへ招待し、私はそれを承諾した。キーウ訪問時には、IMFプログラムの範囲におけるポルトガルからウクライナへの財政支援協定が署名されるだろう。」とキーウへの訪問及び支援の拡大について言及しました。

(5) 感染症対策規制の一部緩和及び警戒状態宣言の延長

4月21日、政府は閣議を実施し、新型コロナウイルス感染症に関し、高齢者宿泊施設及び医療機関、公共交通機関を除く閉鎖空間におけるマスク着用義務の撤廃や上記施設訪問時のEUデジタル証明書の提示義務等、一部規制の緩和を発表しました。措置の緩和に関し、テミド保健大臣は「これら措置の撤廃は、自宅に感染者がいる場合など、マスク使用が推奨される特定の状況におけるマスク使用を妨げるものではない。本措置の撤廃は、ポルトガルにおける感染症流行状況に関する前向きな進展及び入院患者及び死者数の安定により決定された。」と国内感染状況の改善に言及しました。なお、政府は5月5日に閣議を行い、現在発令中の「警戒状態宣言」を5月31日まで延長する旨決定しました。

(6) レベロ・デ・ソウザ大統領、革命記念日に共和国議会で演説

4月25日、ポルトガルは48回目の革命記念日を迎え、レベロ・デ・ソウザ大統領が共和国議会で記念演説を行いました。レベロ・デ・ソウザ大統領は、1974年の革命時に重要な役割を果たし、ウクライナ情勢の影響により安全保障の分野で重要性が増しているポルトガル軍に言及した上で、「なぜ私がこの4月25日に、我々が日々織りなす民主主義において、我々の軍について話さなければならないのか。なぜならば、強く、連帯のある、意欲的な軍が無ければ、4月25日の夢である我々の平和、我々の安全、我々の自由、民主主義が脆弱になるからである。我々が持つ必要があり、我々が持つことを欲し、我々が持っている軍に関し、我々の国として、各ポルトガル人及び社会、公的な力、そして全ての人々にとっての挑戦として考えるべきことは膨大ではない。ポルトガル人が理解せず、参加せず、支持しなければ、成功する公的な力は存在しないからである。自由と民主主義のために、4月25日は我々が生きている今日まで続く基礎となる道を開いている。4月25日の夢が絶えず続くように。そして、ポルトガルがいつまでも存続するように。自由と民主主義よ、永遠なれ。」と記念日を祝いました。

2. 広報・文化・その他関係 (イベント)

●イベロアニメ 2022 イン・リスボン (IBERANIME 2022 LISBOA) の開催

マンガ、アニメ、その他日本のポップカルチャーをテーマとしたイベント「Iberanime イン・リスボン 2022」が、下記のとおり開催されます。日本大使館も会場にブースを設け、伝統文化他の各種文化紹介を行う予定です。詳細については下記 URL をご参照ください。

- 日時：2022年5月21日（土）、22日（日）
- 会場：FIL - Feira Internacional de Lisboa
- 住所：Rua do Bojador 1998-010, Lisboa
- お問い合わせ：info@iberanime.com
- チケット：https://www.iberanime.com/loja-ticket/
- URL：https://www.iberanime.com/

(お知らせ)

●広報文化班より

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、cultural@lb.mofa.go.jp までご連絡下さい。

4. 領事関係

(1) 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスは風邪と同様にせきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、うがい、咳エチケットの徹底、公共交通機関や閉鎖空間でのマスクの着用、なるべく人混みを避ける等の基本的な感染症対策につとめてください。日頃から保健総局のホームページや報道等により最新の情報を入手するようつとめてください。また、大使館ホームページにも関連情報を掲載していますので御利用ください。

〈参考〉

ポルトガル政府ホームページ（ポルトガル語）

<https://www.portugal.gov.pt/pt/gc22>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

ポルトガル保健省保健総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(2) 日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

ア 現在、ポルトガルからのすべての入国者及び帰国者は、入国時（空港）の検査で陰性と判定された場合、検疫所長の指定する場所での待機は求められず、入国後7日間自宅等で待機いただくのみとなっています。（注：ポルトガル出国前72時間以内に受検した陰性証明は引き続き必要です。）

更に、ワクチン3回目追加接種者については、入国後の自宅等待機は求められません。（提示を要するワクチン接種証明書については[こちら](#)をご参照ください。）一方、ワクチン3回目追加未接種者については、入国後3日目以降自主的に受けた検査の結果が陰性であれば、その後の自宅等待機の継続が不要となります。

また、入国後24時間以内に自宅等待機のために自宅等まで移動する場合に限り、自宅等待機期間中であっても公共交通機関の使用が可能となっています。

イ 一方、全ての入国・帰国者に求められている陰性証明書、質問票の提示及びアプリの登録が必要なことに変更はありません。陰性証明書については、当国発便の出発時刻から起算して72時間以内に受検した検査結果が有効となります。また、同陰性証明書には、厚生労働省所定の様式（[日本語・英語](#)又は[英語・ポルトガル語](#)）が必要ですので御留意ください。同様式による証明を行う当国内の医療機関・検査機関のリストは当館ウェブサイト（<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178283.pdf>）に掲載しています。なお、日本が有効と認める検体、検査方法等全ての必要事項が英語で記載されている場合は、任意の様式でも差し支えありませんが、陰性の検査結果を提示できない場合、検疫法に基づき、日本への上陸が認められませんので御留意ください。

ウ さらに、日本到着時には、検疫所において、入国後の制約事項を遵守する旨の誓約が求められます。詳細は「[水際対策に係る新たな措置について（厚労省）](#)」を御参照ください。

エ 2022年3月9日から、日本への帰国・入国に際し、羽田空港、成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港及び福岡空港において、「ファストトラック」のご利用が可能となりました。「ファストトラック」とは、入国時の検疫手続きの一部事前登録のことで、指定のアプリ（MySOS）上に、質問票、誓約書、ワクチン接種証明書、検査証明書を事前に登録することにより、入国時の一部検疫手続きを簡素化できます。詳細は、厚生労働省のウェブサイト（[ファストトラック \(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)）を御確認ください。

(3) 海外在留邦人等向けワクチン接種事業

4月18日より、本邦の空港において5歳から11歳の方への接種が始まります（予約受付開始は日本時間4月6日から）。各会場において、毎週1回の実施となります。詳細は、以下の外務省海外安全HPを御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

(4) 外国人の日本への入国

日本国とポルトガル共和国との間の一般旅券所持者に対する相互査証免除措置は現在停止されていますが、2022年3月1日から、外国人の新規入国については、受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国が認められることになりました。詳細は、外務省ウェブサイト ([新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について | 外務省 \(mofa.go.jp\)](https://www.mofa.go.jp/press/2022/03/01_220301_01.html)) を御覧ください。

(5) 海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先を御参照ください。また、登録申請を希望される方は、当館領事班宛てにお電話かメールで御来館の予約をお取りください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

イ 本年4月1日から、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始しました。新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた行動制限措置等の対象地域にお住まいの方や遠隔地にお住まいの方など、一定の条件を満たす方は、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に送付又は託送された提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく在外選挙人登録申請ができます。ご希望の方は事前に当館までご相談ください。

(6) 日本国内の空港における税関検査上電子申告ゲートの活用

現在、日本国内の6空港（成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港及び新千歳空港）においては、税関手続の円滑化を図ることを目的として、税関検査場電子申告ゲートが設置されています。同ゲートの利用はIC旅券保持者に限られますが、人と人の接触を軽減するものでもあり、新型コロナウイルス感染症対策としても推奨されています。ご利用に当たっては、あらかじめ、以下のリンクから税関申告アプリをダウンロードいただきますようお願いいたします。

<https://itunes.apple.com/jp/app/id1454991621>

<https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.customs.EGateMobile>

(7) 在留届に関するお願い

近年、海外で生活する日本人の増加にともない、海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースも増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事故・災害に遭われた場合、当館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。また、「在留届」を提出いただいた方々には、目下の新型コロナウイルス感染症に係る現況を始め、大規模事件・事故・自然災害、テロなどの安全に係る情報を提供しています。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務づけられています。もし、ポルトガルに在住中のご友人・知人で、まだ在留届を提出していない方を御存じでしたら、届出を行うよう御案内ください。

また、本届により当館が把握している情報の精度を維持するため、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」のご提出も忘れずにお願いいたします。

届け出はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(8) 第三国出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等で第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いいたします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールが届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

ご登録はこちらからお願いたします → <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(9) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

ア あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

イ マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、自治体によっては、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得が可能です。毎日朝6時半から夜11時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります(ただし、市区町村によって手数料やサービス内容が異なります。)。また、マイナンバーカードを用いて e-Tax による確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。2021年3月からは、マイナンバーカードは健康保険証としても使えるようになりました。病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができます。同3月の利用開始時点で全国の医療機関や薬局の6割程度においてまた、令和5年(2023年)3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

ウ マイナンバーカードは健康保険証として機能するので、就職や転職、引っ越しをした場合でも保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードを持つと本人活用が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

エ カードの交付手数料は無料です。まだお持ちでない方は、御帰国後速やかに取得申請を行って頂くようお願いいたします。

(10) 御来館時のお願い

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を念頭に、領事窓口は**予約制**を採っております。御来館の際は、事前にお電話かEメールで予約をお取りいただきますようお願いいたします。関連頁はこちら→[大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

(11) 当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からの御意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、御意見・御要望等があれば、お気軽に下記領事班あてにEメールにて御連絡下さい。

在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 email：consular@lb.mofa.go.jp